

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第53号

静岡県税賦課徴収規則の一部を改正する規則

静岡県税賦課徴収規則（昭和47年静岡県規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="272 618 352 651">附 則</p> <p data-bbox="193 667 756 745">（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金 税額控除の特例）</p> <p data-bbox="193 763 756 1126">5 条例<u>附則第36項</u>に規定する規則で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</p>	<p data-bbox="890 618 970 651">附 則</p> <p data-bbox="810 667 1374 745">（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金 税額控除の特例）</p> <p data-bbox="810 763 1374 1126">5 条例<u>附則第33項</u>に規定する規則で定める放棄は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。